



大竹市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、大竹市教科用図書採択地区を構成する大竹市教育委員会が設置する小学校及び中学校が使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項に基づき、広島県教育委員会の指導・助言のもとに適正かつ公正な採択が円滑に行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 大竹市教育委員会は、第1条の目的を達成するために、大竹市教科用図書採択地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び大竹市教科用図書採択地区調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(選定委員会の所掌事務)

第3条 選定委員会は、教科書の専門的な調査研究を基に幅広い視野からの意見を取り入れ、種目ごとに全ての教科書について特徴を明確にした資料を作成する。

2 選定委員会は前項の資料を作成するために、大竹市教育委員会が定めた採択方針に基づき教科書を調査研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。

(選定委員会の委員)

第4条 選定委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の第一号から第三号に掲げる者のそれぞれから、大竹市教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

一 大竹市教育委員会が設置する小学校・中学校（以下「関係小・中学校」という。）の校長及び教頭

二 関係小・中学校に在籍する児童生徒の保護者代表

三 学校教育に専門的知識を有する大竹市教育委員会事務局職員並びに関係小・中学校の教育に係る学識経験を有する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員になることができない。

(選定委員会の会長及び副会長)

第5条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し選定委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が欠け又は事故があるときはその職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第6条 選定委員会の会議は大竹市教育委員会教育長が召集し、選定委員会会長がその議長となる。

2 選定委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は選定委員会会長の決するところによる。

(調査員の所掌事務)

第7条 調査員は、第3条第2項の観点に基づきすべての教科書についての調査研究を行い、特定の教科書に絞り込むことなく各教科書の特徴について意見を付し、選定委員会に報告する。

(調査員)

第8条 調査員は、関係小・中学校の校長、教員のうちから、大竹市教育委員会教育長が委嘱する。

2 調査員の人数は、次の表のとおり教科ごとに定めた人数以内とする。

	教科名	調査員の人数（人）
小学校用	国語	3
	社会	3
	算数	2
	理科	2
	生活	2
	音楽	2
	図画工作	2
	家庭	2
	体育	2
	道德	3
	外国語	2
中学校用	国語	2
	社会	3
	数学	2
	理科	2
	音楽	2
	美術	2
	保健体育	2
	技術・家庭	4
	外国語	2
	道德	3

- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員は、調査員となる
ことができない。ただし、選定委員会の委員について、校種が異なる場合はこの限りでは
ない。
- 4 調査員には教科ごとに代表者を定める。
- 5 調査員の会議は、大竹市教育委員会教育長が召集する。

(事務局)

第9条 大竹市教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は、大竹市教育委員会事務局
に置く。

(経費の負担)

第10条 大竹市教科用図書採択地区の採択事務に要する経費は、大竹市教育委員会が負担
する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、大竹市教育用図書採択地区の採択事務に関する必
要な事項は大竹市教育委員会教育長が定める。

附 則

この規約は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月15日から施行する。